

七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金交付要綱を次のように定める。

平成 22 年 12 月 1 日

七尾市長 武 元 文 平

七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金交付要綱

( 目的 )

第 1 条 この要綱は、能登空港利用促進を図るため、能登空港航路便を利用した七尾市民団体に対し、七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

( 助成金の交付対象 )

第 2 条 この要綱による助成金の交付対象団体(以下「対象団体」という。)は、次の各号を具備する団体とする。

- (1) 団体の構成員全てが七尾市内に住所を有す者。
- (2) 能登 羽田便に 10 人以上で、かつ、往復で搭乗する団体。
- (3) 首都圏の事業所、地域団体等と経済、文化、スポーツ等各種研修及び交流事業(以下「事業」という。)を実施する団体。

2 次に掲げる者は助成金交付の対象から除くものとする。

- (1) 搭乗日現在、満 3 歳未満の旅行者(座席を確保し小児料金を支払った満 3 歳未満の小児については対象者とする。)
- (2) 七尾市内の学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校をいう。)の修学旅行の参加者。
- (3) 七尾市が主催または旅行事業者と提携して実施する旅行の参加者及び航空運賃の全部または一部に官公庁等の公金が充てられている旅行の参加者。
- (4) 七尾市能登空港利用促進のための地域商品券等交付との併用。

3 対象団体の搭乗機または搭乗予定機が、やむを得ず能登空港以外の空港に着陸した場合についても適用する。

( 助成金の額 )

第 3 条 対象団体の搭乗者 1 人に対し 5 千円の助成金を交付するものとする。

( 事業実施期間 )

第 4 条 助成金対象事業期間は当該年度の 3 月末日までとする。ただし、1 回の事業が複数年度にわたり実施される場合の助成対象年度は、最初の実施日の属する年度とする。

( 助成金の交付申請 )

第 5 条 対象団体は、事業終了後 2 箇月以内に、七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金交付申請書 ( 様式第 1 号 ) に必要書類を添付し申請するものとする。

( 助成金の交付決定及び額の確定通知 )

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、申請書類を審査し、助成金の交付することが適正と認める時は、七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金交付決定及び額の確定通知書 ( 様式第 2 号 ) により交付申請団体に通知するものとする。

( 助成金の請求 )

第 7 条 前条の交付決定及び額の確定通知を受けた交付申請団体は補助金を請求しようとするときは、七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金請求書 ( 様式第 3 号 ) を市長に提出しなければならない。

( 決定の取り消し及び助成金の返還 )

第 8 条 助成金の交付に関し、虚偽の内容その他不正な手続きにより助成金を受けたことが判明した場合は、助成金交付決定額の全部または一部の返還を求めることができる。

( その他 )

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

七 尾 市 長

(請求者)  
 申請団体 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
 連絡先 \_\_\_\_\_

年度七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金交付申請書

標記の事業を下記のとおり実施したいので、七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

1 旅行期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
2 行き先	裏面に記載	
3 研修・交流等の実績	裏面に記載	
4 搭乗日時	行き	年 月 日 時 分 発 便
	帰り	年 月 日 時 分 発 便
5 参加人数 (参加者)	人 (大人 人, 小人 人)	
6 助成金請求額	金 円	
7 添付書類	参加者名簿	

申請は研修事業終了後 2 箇月以内に申請すること。  
 大人・小人ともに 1 人あたり 5 千円です。

2 行き先

3 研修・交流等の実績（感想など）

活動の写真を貼り付けてください。

七尾市能登空港利用促進首都圏研修等 参加者名簿

( 枚のうち 枚目 )

	氏名	住所	年齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

様

七尾市長

印

年度七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金については次の条件を付して交付することにしたので通知する。

助成金の額 金 円  
(内訳) 人×5,000円

- 1 この助成の交付対象となる事業の内容 年 月 日付け七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を助成対象事業終了の翌年から起算して5年間整備保管しなければならない。

七 尾 市 長

(請求者)  
 申請団体 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
 連絡先 \_\_\_\_\_

年度七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金請求書

年 月 日付け第 号により助成金の額の確定通知があった標記助成金について七尾市能登空港利用促進首都圏研修等助成金交付要綱第 7 条の規定により請求します。

記

1 旅行期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
2 行き先			
3 搭乗日時	行き	年 月 日 時 分	発 便
	帰り	年 月 日 時 分	発 便
4 参加人数	人 (大人 人, 小人 人)		
5 助成金請求額	金 円		
6 支払方法等 (郵便貯金口座を除く)	支払方法 代表者の口座への一括振替に限ります。		
	振込先	金融機関名	
		支店名	
		口座名義人	ふりがな
		預金種目	普通 ・ 当座
		口座番号	
7 添付書類	参加者名簿 搭乗を証明する書類等 (航空会社等の搭乗証明書または参加者全員の半券の写し)		

助成金の振り込みについて、参加者 1 人ひとりへの振り込みは行いません。

七尾市能登空港利用促進首都圏研修等 参加者名簿

( 枚のうち 枚目 )

	氏名	住所	年齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			